

横浜市市税条例施行規則
【改正後の別表】

別表（第 21 条の 9）

様 式 番 号	名 称	条 項
1	徴税吏員証	法第15条の 2 第11項、第298条第 2 項、第353条第 3 項、第448条第 2 項、第470条第 5 項、第588条第 3 項、第701条の 5 第 2 項、第701条の35第 3 項
2	市税犯則事件調査吏員証	法第22条の12
3	固定資産評価員証	法第353条第 3 項
4	固定資産評価補助員証	法第353条第 3 項
5	原動機付自転車等標識ひな型（その 1）	条例第79条第 1 項
6	原動機付自転車等標識ひな型（その 2）	条例第79条第 1 項
7	原動機付自転車等標識ひな型（駐留軍の構成員等用）（その 1）	条例第79条第 1 項
8	原動機付自転車等標識ひな型（駐留軍の構成員等用）（その 2）	条例第79条第 1 項
9	特定小型原動機付自転車標識ひな型	条例第79条第 1 項
10	特定小型原動機付自転車標識ひな型（駐留軍の構成員等用）	条例第79条第 1 項
11	原動機付自転車等試乗標識ひな型（その 1）	条例第79条の 2 第 2 項
12	原動機付自転車等試乗標識ひな型（その 2）	条例第79条の 2 第 2 項
13	特定小型原動機付自転車試乗標識ひな型	条例第79条の 2 第 2 項